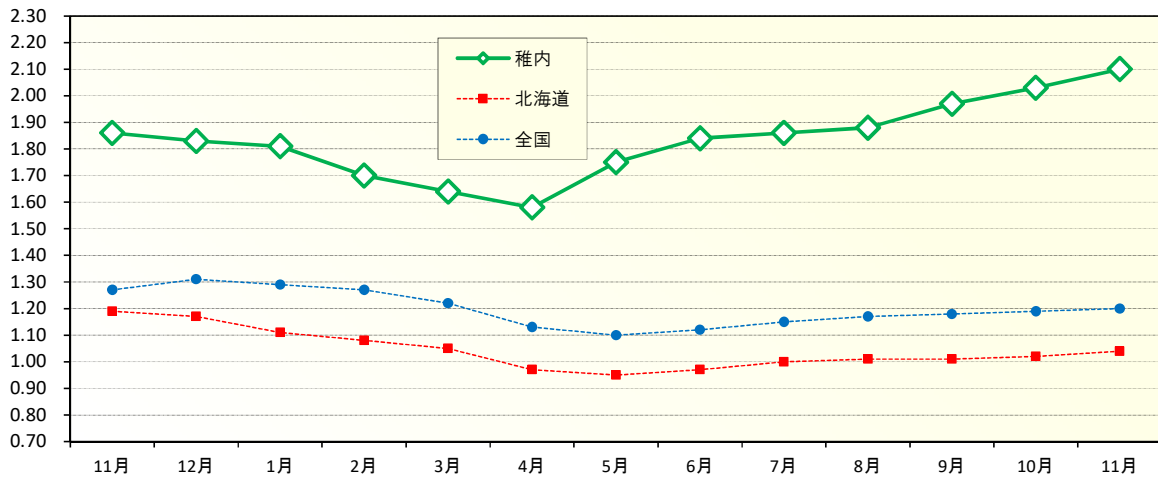


# 雇用失業情報

令和5年11月

有効求人倍率の推移（常用）



（単位：倍、ポイント）

月別 区分	4年 11月	5年 12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
稚内	1.86	1.83	1.81	1.70	1.64	1.58	1.75	1.84	1.86	1.88	1.97	2.03	2.10
	0.15	0.19	0.29	0.14	0.03	▲ 0.06	0.10	0.11	▲ 0.03	0.00	0.12	0.11	0.24
北海道	1.19	1.17	1.11	1.08	1.05	0.97	0.95	0.97	1.00	1.01	1.01	1.02	1.04
	0.17	0.15	0.11	0.06	0.02	▲ 0.03	▲ 0.05	▲ 0.07	▲ 0.10	▲ 0.11	▲ 0.15	▲ 0.14	▲ 0.15
全国	1.27	1.31	1.29	1.27	1.22	1.13	1.10	1.12	1.15	1.17	1.18	1.19	1.20
	0.17	0.17	0.15	0.13	0.09	0.07	0.04	0.03	0.00	▲ 0.01	▲ 0.02	▲ 0.04	▲ 0.07

注1. 新規学卒を除き、パートタイムを含む

注2. 下段は対前年差

**2024年4月から  
労働条件明示のルールが変わります。  
裏面や厚生労働省ホームページもご覧ください。**

 **ハローワーク稚内**（稚内公共職業安定所 ☎0162-34-1120）

雇用失業情報はホームページ（統計情報）でもご覧になることができます

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage\\_00082.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00082.html)



次回（令和5年12月分）は1月30日（火）14時以降に公表の予定です

## 1 一般職業紹介状況（常用）

項目	区分	当年 11月	前年 同月	前年比	当年度 4-11月	前年度 4-11月	前年比	前年度計
A	新規求職申込件数 <small>(令和3年9月よりオンライン登録者を含む)</small>	101	111	▲ 9.0	890	1,034	▲ 13.9	1,781
B	月間有効求職者数 <small>(令和3年9月よりオンライン登録者を含む)</small>	522	593	▲ 12.0	4,575	4,903	▲ 6.7	7,779
	雇用保険受給者数	179	204	▲ 12.3	1,594	1,817	▲ 12.3	2,622
C	新規求人数	392	353	11.0	2,930	3,037	▲ 3.5	4,866
D	月間有効求人人数	1,096	1,105	▲ 0.8	8,514	8,815	▲ 3.4	13,791
E	紹介件数	44	81	▲ 45.7	539	637	▲ 15.4	1,227
F	就職件数 <small>(令和3年9月よりオンライン紹介、 オンライン自主応募による就職を含む)</small>	33	48	▲ 31.3	424	372	14.0	721
G	充足数 <small>(令和3年9月よりオンライン紹介、 オンライン自主応募による充足を含む)</small>	28	43	▲ 34.9	387	335	15.5	675
H	新規求人倍率	3.88	3.18	0.70	3.29	2.94	0.35	2.73
I	月間有効求人倍率	2.10	1.86	0.24	1.86	1.80	0.06	1.77

※ 学卒を除き、常用パートタイムを含む

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

### 管内の雇用失業情勢概要

\* 令和5年11月の月間有効求人倍率は、2.10倍（1.86倍）と、前年同月から0.24ポイント増加した。

\* 新規求職申込件数は、101件（111件）と、前年同月から9.0%減少した。

\* 就職件数は、33件（48件）と31.3%減少した。

\* 新規求人数は、392人（353人）と、前年同月から11.0%増加した。

産業別では、建設業が78人（73人）、運輸・郵便業が34人（27人）、卸売業・小売業が72人（62人）、不動産業・物品賃貸業が5人（1人）、宿泊業・飲食サービス業が12人（9人）、生活関連サービス業・娯楽業が5人（1人）、医療・福祉が71人（67人）、サービス業が（他に分類されないもの）21人（20人）、公務員・その他が47人（35人）が増加した。一方、農林漁業が5人（10人）、製造業が30人（34人）、教育・学習支援業が3人（5人）と減少した。

※文中（ ）内は前年同月値

## 2 新規求職者の求職実態（常用）

項目	44歳以下		45歳以上		計		当年度4-11月		前年度計
		前年比		前年比		前年比		同期比	
新規求職者数	42	▲ 16.0	59	▲ 3.3	101	▲ 9.0	890	▲ 13.9	1,781
うち雇用保険受給者	15	66.7	12	▲ 14.3	27	17.4	262	▲ 9.3	414
1 在職者	12	▲ 42.9	18	12.5	30	▲ 18.9	218	▲ 17.1	658
2 離職者	26	0.0	39	▲ 2.5	65	▲ 1.5	598	▲ 12.7	1,000
①雇用期間満了を含む 事業主都合離職者	3	0.0	12	▲ 40.0	15	▲ 34.8	186	▲ 9.3	324
2に占める割合(%)	11.5	0.0	30.8	▲ 19.2	23.1	▲ 11.8	31.1	1.2	32.4
②自己都合離職者	22	0.0	25	31.6	47	14.6	387	▲ 14.0	626
③自営等	1	0.0	1	0.0	2	0.0	8	▲ 33.3	26
3 無業者	4	33.3	2	▲ 60.0	6	▲ 25.0	74	▲ 14.0	123

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている

## 3 新規求人数の産業別状況（常用）

産業別	区分	当年 11月	前年 同月	前年比	当年度 4-11月	前年度 4-11月	同期比
C 鉱業、砕石業、砂利採取業	0	0	-	2	4	▲ 50.0	
D 建設業	78	73	6.8	449	461	▲ 2.6	
E 製造業	30	34	▲ 11.8	319	366	▲ 12.8	
食料品製造業	24	29	▲ 17.2	252	290	▲ 13.1	
その他の製造業	6	5	20.0	67	76	▲ 11.8	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	-	8	1	700.0	
G 情報通信業	3	3	0.0	12	11	9.1	
H 運輸、郵便業	34	27	25.9	232	207	12.1	
I 卸売業、小売業	72	62	16.1	429	484	▲ 11.4	
J 金融・保険業	1	1	0.0	6	9	▲ 33.3	
K 不動産業、物品賃貸業	5	1	400.0	25	17	47.1	
L 学術研究、専門・技術サービス業	1	1	0.0	15	27	▲ 44.4	
M 宿泊業、飲食サービス業	12	9	33.3	108	181	▲ 40.3	
N 生活関連サービス業、娯楽業	5	1	400.0	35	47	▲ 25.5	
O 教育、学習支援業	3	5	▲ 40.0	26	38	▲ 31.6	
P 医療、福祉	71	67	6.0	596	588	1.4	
Q 複合サービス業	4	4	0.0	73	48	52.1	
R サービス業（他に分類されないもの）	21	20	5.0	297	252	17.9	
ST 公務・その他	47	35	34.3	246	233	5.6	
計		392	353	11.0	2,930	3,037	▲ 3.5

注) 学卒を除き、常用パートタイムを含む（日本標準産業分類第12回改訂による）

#### 4 新規求職・求人・月間有効求職・求人の推移（常用）

項目 年度	新規求職申込件数		新規求人人数		新規求人倍率		月間有効求職者数		月間有効求人人数		有効求人倍率		有効求人倍率		有効求人倍率	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差	前年差
平成25年度	2,601	▲ 7.0	3,061	▲ 1.2	1.18	0.07	* 880	▲ 6.1	* 665	3.3	0.76	0.07	0.74	0.17	0.87	0.13
平成26年度	2,502	▲ 3.8	3,140	2.6	1.25	0.08	* 820	▲ 6.9	* 667	0.3	0.81	0.05	0.86	0.12	1.00	0.13
平成27年度	2,394	▲ 4.3	3,245	3.3	1.36	0.10	* 779	▲ 5.0	* 713	6.9	0.92	0.11	0.96	0.10	1.11	0.11
平成28年度	2,123	▲ 11.3	3,567	9.9	1.68	0.32	* 703	▲ 9.8	* 799	12.0	1.14	0.22	1.04	0.08	1.25	0.14
平成29年度	2,199	3.6	3,954	10.8	1.80	0.12	* 704	0.2	* 887	11.0	1.26	0.12	1.11	0.07	1.38	0.13
平成30年度	2,038	▲ 7.3	4,251	7.5	2.09	0.29	* 698	▲ 0.9	* 963	8.5	1.38	0.12	1.17	0.06	1.46	0.08
平成31年度	2,190	7.5	4,402	3.6	2.01	▲ 0.08	* 662	▲ 5.1	* 1,031	7.1	1.56	0.18	1.19	0.02	1.41	▲ 0.05
令和2年度	1,600	▲ 26.9	3,721	▲ 15.5	2.33	0.32	* 615	▲ 7.1	* 865	▲ 16.1	1.41	▲ 0.15	0.96	▲ 0.23	1.01	▲ 0.40
令和3年度	1,618	1.1	4,112	10.5	2.54	0.22	* 591	▲ 4.0	* 960	11.0	1.63	0.22	0.98	0.02	1.05	0.04
4月	204	▲ 8.1	338	10.8	1.66	0.28	669	▲ 11.5	969	7.3	1.45	0.26	0.91	▲ 0.06	0.95	▲ 0.18
5月	128	4.1	362	11.4	2.83	0.19	621	▲ 5.8	966	17.1	1.56	0.31	0.93	-	0.94	▲ 0.08
6月	112	▲ 12.5	292	18.2	2.61	0.68	567	▲ 7.4	932	13.2	1.64	0.30	0.96	0.03	0.97	-
7月	126	21.2	315	13.7	2.50	▲ 0.16	531	▲ 6.7	927	14.4	1.75	0.33	0.99	0.04	1.02	0.05
8月	103	▲ 12.0	356	2.3	3.46	0.48	534	▲ 8.6	925	11.0	1.73	0.30	0.97	0.03	1.03	0.08
9月	116	▲ 2.5	321	15.9	2.77	0.44	551	▲ 7.7	952	10.7	1.73	0.29	0.98	0.03	1.05	0.10
10月	103	▲ 8.8	319	16.0	3.10	0.66	549	▲ 8.8	935	9.2	1.70	0.28	1.00	0.03	1.06	0.09
11月	137	▲ 1.4	366	▲ 6.2	2.67	▲ 0.13	569	▲ 8.4	971	8.6	1.71	0.27	1.02	0.03	1.10	0.10
12月	102	50.0	268	11.2	2.63	▲ 0.92	554	▲ 0.7	907	4.7	1.64	0.09	1.02	0.03	1.14	0.11
1月	151	22.8	323	18.8	2.14	▲ 0.07	610	6.1	929	9.2	1.52	0.04	1.00	0.05	1.14	0.10
2月	167	2.5	427	3.9	2.56	0.04	643	7.5	1,001	13.4	1.56	0.08	1.02	0.08	1.14	0.10
3月	169	▲ 6.6	425	20.4	2.51	0.56	690	5.5	1,110	13.1	1.61	0.11	1.03	0.07	1.13	0.11
令和4年度	1,781	10.1	4,866	18.3	2.73	0.19	* 648	9.7	* 1,149	19.7	1.77	0.14	1.09	0.11	1.19	0.14
4月	176	▲ 13.7	349	3.3	1.98	0.32	657	▲ 1.8	1,077	11.1	1.64	0.19	1.00	0.09	1.06	0.11
5月	138	7.8	391	8.0	2.83	0.00	646	4.0	1,065	10.2	1.65	0.09	1.00	0.07	1.06	0.12
6月	158	41.1	425	45.5	2.69	0.08	642	13.2	1,111	19.2	1.73	0.09	1.04	0.08	1.09	0.12
7月	100	▲ 20.6	374	18.7	3.74	1.24	602	13.4	1,137	22.7	1.89	0.14	1.10	0.11	1.15	0.13
8月	113	9.7	356	-	3.15	▲ 0.31	595	11.4	1,120	21.1	1.88	0.15	1.12	0.15	1.18	0.15
9月	110	▲ 5.2	382	19.0	3.47	0.70	587	6.5	1,086	14.1	1.85	0.12	1.16	0.18	1.20	0.15
10月	128	24.3	407	27.6	3.18	0.08	581	5.8	1,114	19.1	1.92	0.22	1.16	0.16	1.23	0.17
11月	111	▲ 19.0	353	▲ 3.6	3.18	0.51	593	4.2	1,105	13.8	1.86	0.15	1.19	0.17	1.27	0.17
12月	96	▲ 5.9	349	30.2	3.64	1.01	577	4.2	1,055	16.3	1.83	0.19	1.17	0.15	1.31	0.17
1月	135	▲ 10.6	390	20.7	2.89	0.75	597	▲ 2.1	1,080	16.3	1.81	0.29	1.11	0.11	1.29	0.15
2月	355	112.6	685	60.4	1.93	▲ 0.63	829	28.9	1,410	40.9	1.70	0.14	1.08	0.06	1.27	0.13
3月	161	▲ 4.7	405	▲ 4.7	2.52	0.01	873	26.5	1,431	28.9	1.64	0.03	1.05	0.02	1.22	0.09
令和5年度																
4月	196	11.4	372	6.6	1.90	▲ 0.08	726	10.5	1,145	6.3	1.58	▲ 0.06	0.97	▲ 0.03	1.13	0.07
5月	124	▲ 10.1	380	▲ 2.8	3.06	0.23	618	▲ 4.3	1,084	1.8	1.75	0.10	0.95	▲ 0.05	1.10	0.04
6月	96	▲ 39.2	357	▲ 16.0	3.72	1.03	570	▲ 11.2	1,050	▲ 5.5	1.84	0.11	0.97	▲ 0.07	1.12	0.03
7月	99	▲ 1.0	315	▲ 15.8	3.18	▲ 0.56	542	▲ 10.0	1,010	▲ 11.2	1.86	▲ 0.03	1.00	▲ 0.10	1.15	-
8月	87	▲ 23.0	373	4.8	4.29	1.14	538	▲ 9.6	1,010	▲ 9.8	1.88	-	1.01	▲ 0.11	1.17	▲ 0.01
9月	98	▲ 10.9	387	1.3	3.95	0.48	535	▲ 8.9	1,055	▲ 2.9	1.97	0.12	1.01	▲ 0.15	1.18	▲ 0.02
10月	89	▲ 30.5	354	▲ 13.0	3.98	0.80	524	▲ 9.8	1,064	▲ 4.5	2.03	0.11	1.02	▲ 0.14	1.19	▲ 0.04
11月	101	▲ 9.0	392	11.0	3.88	0.70	522	▲ 12.0	1,096	▲ 0.8	2.10	0.24	1.04	▲ 0.15	1.20	▲ 0.07
12月																
1月																
2月																
3月																

注) 学卒を除き、常用パートタイムを含む、\*は年度平均値

注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

## 5 雇用保険取扱状況

項目	区分	当年 11月	前年 同月	前年比	当年度 4-11月	前年度 4-11月	同期比	前年度計
適用 状況	月末現在適用事業所数	1,222	1,241	▲ 1.5	1,228	1,247	▲ 1.5	14,939
	月末現在被保険者数	12,237	12,380	▲ 1.2	12,471	12,558	▲ 0.7	147,638
	一般被保険者	10,025	10,134	▲ 1.1	10,074	10,117	▲ 0.4	121,091
	高年齢被保険者	1,495	1,434	4.3	1,474	1,415	4.2	17,099
	短期特例被保険者	717	812	▲ 11.7	923	1,025	▲ 10.0	9,448
	被保険者資格取得件数	95	122	▲ 22.1	2,456	2,667	▲ 7.9	3,176
	一般被保険者	81	103	▲ 21.4	1,245	1,362	▲ 8.6	1,761
	高年齢被保険者	7	10	▲ 30.0	105	94	11.7	119
	短期特例被保険者	7	9	▲ 22.2	1,106	1,211	▲ 8.7	1,296
	被保険者資格喪失件数	479	522	▲ 8.2	1,832	1,794	2.1	3,056
	《事業主都合》	11	21	▲ 47.6	88	98	▲ 10.2	145
	一般被保険者	99	100	▲ 1.0	1,090	1,048	4.0	1,518
	高年齢被保険者	26	26	0.0	213	197	8.1	268
	短期特例被保険者	354	396	▲ 10.6	529	549	▲ 3.6	1,270
失業 給付 状況	一般							
	受給資格決定件数	25	30	▲ 16.7	304	328	▲ 7.3	462
	受給者実人員	120	149	▲ 19.5	1,029	1,129	▲ 8.9	1,670
	支給金額（千円）	16,801	17,546	▲ 4.2	120,988	128,089	▲ 5.5	195,212
	高年齢							
	受給資格決定件数	14	9	55.6	123	118	4.2	175
	受給者数	8	3	166.7	115	118	▲ 2.5	178
	支給金額（千円）	1,945	742	162.1	27,325	26,480	3.2	40,041
	短期特例							
	受給資格決定件数	189	225	▲ 16.0	311	346	▲ 10.1	1,108
受給者数	51	43	18.6	312	358	▲ 12.8	1,138	
支給金額（千円）	10,160	8,821	15.2	69,605	79,482	▲ 12.4	230,643	
支給金額 合計（千円）	28,906	27,109	6.6	217,918	234,051	▲ 6.9	465,896	

※1 「適用事業所数」「被保険者数」の累計及び前年度計は平均値を表示

※2 「失業給付状況」において「一般」は一般求職者給付、「高年齢」は高年齢求職者給付、「短期特例」は特例一時金をそれぞれ示す

## 全ての労働者に対する明示事項

1

### 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

## 有期契約労働者に対する明示事項等

2

### 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

#### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

### 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

### 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

#### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
- ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
- ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
- ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③

